

第四十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和三十一年二月十三日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事小山 長規君 理事坂田 英一君

理事谷垣 專一君 理事長谷川四郎君

理事本名 武君 理事赤路 友藏君

理事足鹿 覺君 理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大石 武一君

大坪 保雄君 加藤 精三君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

坂村 吉正君 笹山茂太郎君

館林三喜男君 寺島隆太郎君

八田 貞義君 松田 鐵藏君

亘 四郎君 角屋堅次郎君

栗林 三郎君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

松浦 定義君 湯山 勇君

稻富 稜人君 中村 時雄君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 酒折 武弘君

(園芸局長)

食糧庁長官 齋藤 誠君

委員外の出席者

農林事務官 中島 清明君

(食糧庁業務第二部長)

専門員 松任谷健太郎君

二月十三日

委員内藤隆君辞任につき、その補欠として坂村吉正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員坂村吉正君辞任につき、その補欠として内藤隆君が議長の指名で委員に選任された。

二月十二日

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

甘味資源特別措置法案(内閣提出、第四十五回国会案第一二二号)

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出、第四十五回国会案第一三三号)

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外二十五名提出、衆法第九号)

○高見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、甘味資源特別措置法案、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案及び芳賀貢君外二十五名提出、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。伊東隆治君。

○伊東(隆)委員 昨年の八月、砂糖の自由化がありました。砂糖の自由化は、国内糖のこれに対する保護の処置ができておりませんので、私の選挙区でございまして、非常に心細い思いをいたしておる次第でございますが、このたびこの甘味資源特別措置法の成立することが一日も早くからんことを望んでおるのでございます。

まず第一に、この生産振興地域の指定の問題でございますが、これによりますと、三つの条件があつて初めてその指定を受けるようになりますが、指定を受けない地域というものを予想しておられるのでありましようか。こういうことをお伺いしたいと思います。

○中島説明員 ただいまのお尋ねの指定を受けない地域におきましても、従来からいろいろ試験研究でございまして、とか、そういうような施策も行なわれておりますので、指定の要件を備へるに至りました場合は指定するということに対処してまいりたいと考えております。

○伊東(隆)委員 指定を受けた地域におきましては、第十一条、第十二条等を見ますと、助言、指導、資金の融通等の便宜があるのでございますが、その指定からはずれた地域においては、それらの便宜がないということになって、それらの地域におけるたとえばてん菜、サトウキビの生産農家は、非常に劣った立場になると思いますが、その点いかがですか。

○中島説明員 たとえて申しますと、甘味糖の生産等も、鹿児島県のいわゆる本土の分でございますが、一部はつばつ行なわれるような状況にあるように聞いておりますけれども、これらにつきましても、やはり営業指導でございますとか、あるいは必要がありまします融資の道もございまして、そういうものを通じまして、指導に万遺憾なきを期してまいりたい、かように考えております。

○伊東(隆)委員 砂糖の自由化がありまして、外国の安い砂糖がまた国内になだれ込んでくるというようなおそれがある事態になりました際には、てん菜とかサトウキビ、こういう国際的な作物につきましても、まんべんなくそれに国際的な競争力をつけていくということが非常に大事であつて、特定の地域だけを指定して、そこだけを大いに援助していくということでは、間に合わないように思ふのでございます。

特に奄美群島地方においては、振興地域の指定を受けるような三つの条件に完全に合うような地域がどれだけあるか、非常に危ぶむものでございまして、山間僻地におきましてサトウキビの生産農家は非常に困るのではないかと、そういうような気がするのですが、その点どうですか。

○中島説明員 指定の問題でございまして、私多少質問の趣旨を誤解しておつたかと思ひますが、指定は、たとえばどの村のどの地域というよう

ことにはいたしませんで、地域一円を指定いたすような方針で考えております。たとえば奄美で申しますと、鹿児島県の西南諸島というような形での指定になりますので、したがひまして、いま先生の御心配のようないふことはないのであるかと考えております。

○伊東(隆)委員 それでは、振興地域の指定についての範囲がよくわかりました。サトウキビまたはてん菜の生産農家に国際競争力を持たせるようにすることが、ぜひこの際必要ではないかと思ふ次第であります。

次に、金融の問題についてお尋ねいたしましたのでありますが、現在、これは巷間伝うるところによりまして、南西諸島におけるサトウキビから製造する製糖業者に対する金融と、北海道におけるてん菜の製糖業者に対する金融との間に、優遇方法が違ふ。たとえば金利とか、あるいは償還期限などに差があるということをお聞きしますが、事実どういふことに両者相なつておるか、承りたいと思ひます。

○中島説明員 開発銀行から融資されておりますものは、いずれも八分七厘で、期限は十年以内というように承知をいたしております。なお、北海道におきましては、たとえばホクレン農業協同組合連合会がビート糖の生産をやつておりますものもございまして、これらにつきましても、農業近代化資金の対象にもなるわけでございまして、そこで、農業近代化資金の対象になりますと、金利は七分五厘でござい

ので、したがって、そういうホクレン農業協同組合連合会のような特殊なものを除きましては、一般の会社の場合には、奄美も北海道も同様であるというように承知をいたしてあります。

○伊東(隆)委員 それでは、サトウキビからとる製糖業者とてん菜からとる製糖業者との間に、金融面においては差がないという事は確かであろうと思うのであります。しかし、現に奄美大島におきましては、償還期限がわずかに五年だということで、企業者は非常に困っております。その五年間に返すために、どうしても利益を上げなければならぬ。その利益は、みんなサトウキビの農家にしわ寄せされておるといふような状況でありますので、この償還期限をもう少し緩和するということが必要かと思うのであります。いま承れば、十年ということですが、奄美だけに特五年ということになっておる実情のように思うのですが、いかがですか。

○中島説明員 ただいま十年以内と申し上げましたが、十年以内で、結局融資機関である開発銀行が審査をいたしましてきめるわけでございます。私、いま奄美の融資期限と北海道のビート糖に対する融資期限と、実際に不均衡になっておりますかどうか、その辺の実情はよく承知いたしておりますけれども、それらの点につきましても、もし無理があるようであれば、金融機関等にも申し入れて善処したい、かように考えます。

○伊東(隆)委員 いま承れば、八分七厘という利子でございますが、電気事業に対しては六分五厘ということに

なっております。この八分七厘という利子は相当高いように思いますが、この際、自由化の機会に、この利子を少し下げるといふように政府としては考慮してありませんか。

○中島説明員 金利の問題につきましては、実は開発銀行におきましても、業種によりまして差があるということでは、私も承知いたしております。もちろん、金利は安いほうが企業にとってはいいのでございますけれども、いろいろやはり企業のウエイトと申しますか、企業の重要性と申しますか、そういうものによりましてもおのずから差がございまして、また、いま先生から電気事業のお話もございまして、たけれども、ほかのたとえば食品加工業とのバランスはどうかというふうな問題もあるかと思っております。これを引き下げるといふことは、実際問題としてはなかなかむずかしいのじゃないか。ただ、一般的に開発銀行の一般の業種に対する八分七厘というものは、もって安いはうがいいということでは、これは事実でございますので、私どもも、将来の問題といたしてはそういう方向で努力はいたしたいと思っておりますけれども、いま直ちにこれを引き下げるといふようなことは、なかなかむずかしいのではなからうか、かように考えております。

○伊東(隆)委員 この利子の引き下げ、償還期限の緩和ということ、この機会にぜひひとつ考えていただきたいと思っております。ことに奄美大島のごときは、まだ十分復興いたしていないので、サトウキビこそは農民の生活の基盤になっておまして、サトウキビで住民は生きておるといふような

ことでございます。しかるに、今度分みつ化促進というところに国の方針がきまりまして、大型工場が進出してきて、これらの大型工場、すなわち企業家が、短い期間に高い利子を持って償還しなければならぬというふうなことでございまして、それらのしわ寄せはみんな農家にくるといふので、住民は非常に困っておる。すなわち、サトウキビの取引値段もみんなそれが加算されてしまふ、考慮されてしまふということになりまして、この機会に、農林省としてはぜひひとつ、利子の引き下げと償還期限の緩和ということについて、開発銀行とも誠意をもって御交渉を、この件に關してひとつ食糧庁長官、または大臣がいらないですか、政府次官から御答弁願います。

○丹羽(兵)政府委員 御要望に沿うように前向きな姿勢で努力させていただきます。

○伊東(隆)委員 それからサトウキビのごときは、十年に一本その品種を変えていくということでは、その品種が改良されていかなければ、その品種があるのでもございますが、いま種子島にありますが、非常に梅威あるものとしてみなから重宝がられておるのでございます。しかるに、いま甘藷糖の中核地帯である奄美大島においては、何らこういう近代的な研究機関がございませぬので、ひとつ奄美大島に近代的な試験研究施設をぜひ整備してもらいたい、この機会にそれを考慮してもらいたいということを現地の者は熱望しておるので、この機会に要望する次第でございます。これに対してひ

とつ御答弁をお願いいたします。

○齋藤(誠)政府委員 実はこの生産関係につきましても、國芸局のほうで所管いたしておまして、すぐ國芸局長が参ると思いますが、それによってお答えしたいと思っております。

○伊東(隆)委員 ではそのときに承ることにいたしまして、最後に一つ、最も重要な点についてお尋ねするわけでございます。それは黒糖の問題でございます。現在分みつ化促進の国策に従いまして、奄美大島におきましても、大型工場が進出して盛んに分みつ糖の製造に当たっておるのでございまして、黒糖は何百年という歴史を持つて、島民の生活の基盤になっておるのでございまして、この第二十三条の政府買入れの対象となる国内産糖の種類の中に、黒糖が含まれておるかどうかということをお伺いをいたしたいと思っております。

○中島説明員 ただいまの二十三条の買入れの砂糖の種類の中には、黒糖は含まないつもりでおります。含まれておりません。

○伊東(隆)委員 その理由をこの機会に承っておきたいと思っております。

○中島説明員 黒糖は、非常に規格がいろいろございまして、規格がまちまちでございまして、これを政府の買入れの対象といたしまして、規格をきめることが非常に困難であるという点が一つでございます。それから第二点は、非常に貯蔵性が悪いので、買入れという点が第二点でございます。第三点といたしましては、黒糖につきましても、なるべくこれを分みつ糖化を推進するという方向で従来からも指導い

たしておまして、現在の生産量によりますと、固有の用途等もございまして、おむね需給関係もだんだん安定をしております。対糖価比、すなわち上白糖に対する対糖価比、すなわち上白糖に比べては、対糖価比が非常にいいわけではございません。そこで、生産も毎年減退をしておりますが、いわゆる分みつ糖に対するキビの供給のほうがだんだんふえてまいりまして、したがって、分みつ糖の買上げを通じまして、黒糖の値段を支持いたしますれば、黒糖の水準が安定をまいりまして、間接的な保護で、農家の経営の支障になることはまずないというふうに考えられる点が第三点であります。以上の三つの理由をもちまして、黒糖は政府の買上げ対象としては考えないという方針でございます。

○伊東(隆)委員 第一点の基準の点ですが、現に黒糖にはやはり一等、二等、三等品と基準を設けておるようでございます。また第二の理由である保存の点ですが、低温倉庫に入れば三年ほどは十分もつという実験も行なわれておるようでございますので、一番問題になっておる第一、第二の点は、これによって考慮の余地があるのではないかとと思われるが、その点いかがでございますでしょうか。

○中島説明員 等級の問題はございませぬけれども、黒糖自身の品種と申しますか、種類が非常にたくさんございまして、この種類を統一することも、実際問題としてなかなかむずかしいようでございます。まして、低温倉庫等の設備につきましても、政府はそういう黒糖の保管のできるような設備は現在ございま

たしてございまして、現在の生産量によりますと、固有の用途等もございまして、おむね需給関係もだんだん安定をしております。対糖価比、すなわち上白糖に対する対糖価比、すなわち上白糖に比べては、対糖価比が非常にいいわけではございません。そこで、生産も毎年減退をしておりますが、いわゆる分みつ糖に対するキビの供給のほうがだんだんふえてまいりまして、したがって、分みつ糖の買上げを通じまして、黒糖の値段を支持いたしますれば、黒糖の水準が安定をまいりまして、間接的な保護で、農家の経営の支障になることはまずないというふうに考えられる点が第三点であります。以上の三つの理由をもちまして、黒糖は政府の買上げ対象としては考えないという方針でございます。

せんので、そういう点から考えまして
むずかしからうと思ひます。

○伊東(隆)委員 そういふことは前々
から承つておるわけでありまして、第
三の点、すなわち、分みつ糖のほうの
価格を安定に導けば、黒糖もそれに
従つて安定するであらうからというこ
とであります。そういうことがあれば
非常にけつこうですが、問題は、だん
だん黒糖が分みつ化されていって、国
の方針に従つて分みつ化されていくと
いうことになれば、黒糖は漸次減する
のであります。政府としては、奄美
大島における黒糖は、その際大体幾ら
ぐらゐの分量が黒糖として残ると見て
おるのであるまいか。すなわち、
奄美大島におきましても、小さな島々
がありまして、そこにおいてもサトウ
キビで生きている。それらの地方にお
いては、どうしても大型工場にそれら
のサトウキビを運べないのであります
し、また大島本島等におきましても、
山間僻地においては、サトウキビの大
型工場への運搬は困難であるというこ
とになります。黒糖はどうしても
ある程度残るわけでありまして、そうい
う黒糖の量は大体どれくらいだと推定
いたしておりますか。

○中島説明員 非常な山間僻地等で、
あるは離島等におきまして、いかな
る手段をもちまして分みつ化できな
いようなものとしたしましては、千四
百トンくらいではなからうかというぐ
あいに考えております。もちろん、い
まは一万吨以上の生産がございます
し、需要につきましても、いろいろ固
有の需要、製菓用等の需要が相当ござ
いますので、いまの千幾らと申します
のは、直ちにこういふぐあいに黒糖と

生産が減つてしまふだらうということ
ではございせんので、要するに、離
島とか僻地とか、立地条件から見ま
して、どうしても分みつ化できないとこ
ろはこの程度じゃないかと思つており
ます。したがつて、黒糖の実際の生産
というものは、需要の程度に應じまし
て、現在奄美では一万吨七千トン程度
の数量があるわけでございますが、こ
れはさらに漸減をすると思ひます。し
かも、一挙にこういふ数字に減つてし
まうという意味ではございせん。ど
うしても立地状況から転換できないよ
うなところ、そういうようなところに
生産されるものは千四百トン程度とい
うぐあいに承知しております。

○伊東(隆)委員 お説のとおり、現在
一万吨七千トンの黒糖が製造されてお
るわけでありまして、これがどうしても黒
糖を製造しなければならぬという地域
は、あるは千数百トンかもしれませ
んが、それなのに、その十倍にも当た
る黒糖が現に分みつ化促進運動の中
において行なわれておるということは、
一つには、さつき申しました、大型工
場が高い利子と償還期限の短いこと
に苦んでおるといふことで、それがや
はり農家にしわ寄せされて、サトウキ
ビの値段にしわ寄せされておるものだ
から、農家といたしましては、自分で
黒糖を製造して家計を維持しようとい
ふことで、そういうことになつておる
のであります。政府がこの分みつ
化促進を徹底的にやろうとするなら
ば、さつき申しましたこれらの企業家
への融資の点に特に力を入れられて、こ
の分みつ化を促進するのだけならば、
黒糖はいつまでも相当残ると思ふので
あります。そこで、どうしても黒糖と

いうものは歴史的な産物であつて、こ
うして大島に残るのでございまして、
砂糖が自由化のために暴落を始めてき
た場合に、分みつ糖については、政府
が出ていって第二十一条によつて買
上げをいたしまして、黒糖について
は、さつきのお話のとおり、いろいろ
の理由で買上げに適しないというこ
とで放置せざるを得ないということに
なれば、これらの黒糖製造の農民は座
して苦しまなければならぬ。ほうつて
おかれるということになりますので、
それでは気の毒でございまして、こ
れらの黒糖製造者、農民の保護につ
いて、また押し詰めて言へば、どうし
ても黒糖の残る地域の農民保護のため
に、農林省としてはひとつ特別の考慮
をしていただきたい、私どもの立場
としては要望するわけでございます
が、農林省として何かそれに対する特
別の考慮をする用意がございませう
か、お伺ひいたします。

○中島説明員 どうしても分みつ糖化
し得ないような地域にある黒糖の生産
農民の保護の問題でございまして、農
林省におきましては、実は黒糖につ
きましては、需要量に見合ひした適切
な生産が行なわれますように、沖繩と
奄美で生産をされる黒糖の数量の調整
等につきまして、毎年鹿児島県並びに
沖繩と生産調整会というものを開催
いたしまして、そこで生産計画の調整
をやりました。需要量に対して生産が
過剰にならないように配慮をいたして
おるところでございまして、したがいま
して、その生産調整会議でいろいろ計
画を立てます際にも、どうしても分
化し得ないような地域の黒糖につきま
しては、これを生産計画の中に優先的

に取り入れますとか、あるいは現在
は、黒糖工場の転廃業資金につきま
しては、奄美復興基金から融資の道も開
かれておりますけれども、さらに黒糖工
場の合理化につきましても、何らかそ
ういった融資の道が講ぜられないかと
いうようなことも、今後前向きな姿勢
で検討いたしまして、黒糖農民の保護
というものにつきましても、十分関心
を持つて事に当たりたい、かように考
えております。

○伊東(隆)委員 黒糖の保護といた
しまして、価格維持としまして、政府が
分みつ糖のように直接買上げの体制
をとらず、間接にその価格維持をする
ということでありまして、たゞ
ま申されておることが、まず黒糖を特
別に保護するという一つの重点であ
らうかと思つてございまして、そうい
うことにつきましては、どうか今後農
林省におきましても力を入れて御考慮
願ひたいと思つております。黒糖と
いうものは、何と申しましても、奄美
群島におきましては今日一万吨千トン
の製造がありまして、島民の生活の基
盤をなしておるものでございまして、
砂糖の暴落でもありました際など
は、やはりこれの製造農家を助けるこ
とを一刻も忘れてはならないわけでご
ざいますので、どうかこの黒糖の保護
の問題については十分今後とも御配慮
を願ひたいと思つてございまして、

○酒折政府委員 先ほど御質問の試験
研究所の問題につきましては、現在種
子島に試験研究所がございまして、さ
らに大島等に設置することにつきま
しては、技術会議のほうに検討を依頼
してございまして、技術会議で現在検討中
でございまして。

それから黒糖対策として特に重点を
置いておりますことは、一つは、機械
の導入等によりまして黒糖地帯に重点
的にやつていきたい。それからことし
初めて土壌線虫の防除の予算がサトウ
キビ全体で三百三十万ばかりついてお
ります。これも重点的に黒糖地帯に使
用していくということで、黒糖の生産
振興対策を強化していきたい、こう考
えております。

○伊東(隆)委員 一つ忘れましたが、
現地の要望といたしましては、知事の
諮問機関として現地に甘味資源の審議
会を設けたいという希望があるので、中
央に審議会があるのをごさいます、中
央にこれに対する政府の見解はいかが
でございませうか。

○酒折政府委員 この法律におき
ましては、中央におきまして甘味資源
審議会を設けることになつております
が、各府県におきましても、たとえ
ば、北北海道においては審議会を設け
ておるわけでございます。今後必要が
ある場合、おきましては、そういう機
関を設けられるような県もあらうかと
思ひます。特にまた、これらの生産振
興、利用は、県のいわば本来の固有の
事務でもありますので、われわれとい
たしましては、必要に応じて、そう
いふ県に対して指導してまいりた
い、かように考えております。

○伊東(隆)委員 以上をもちまして私
の質問を終わります。

○芳賀委員 資料の要求をいたします
が、政府案の各所に出てくる政令並び
に農林省令、これについては審議の都
合上、政令案、省令案というのを直
に出してもらいたいと思つてわけ
です。

これはいつごろまでに出せるか。法案の中に大体十七カ所くらい政令ないし省令によるという箇所があるわけですが、ですから、それらの政令案、省令案をいつごろお出しになれるか。

その次は、北海道においては、知事の諮問機関として甘味資源振興審議会というものが北海道の条例で設置されることになっております。そして先日、知事の諮問に応じて甘味関係の答申が出されておるわけです。これは直接政府とは関係がないかもしれませんが、今後の甘味資源の生産振興とか、あるいは原料の集荷、販売、あるいは価格の設定等に対する具体的な答申が出ておるようでありますから、これを農林省のほうから至急取り寄せて、当委員会の資料としてお出し願いたい。

その次は、会社別、工場別の生産費、いわゆるコスト、原価計算の報告が出ておると思います。また、政府として報告を徴することができるとして、それからこの点について、三十七年度生産の製造されたものの原価計算と、それから三十八年度についてはまだ確定なものはないかもしれませんが、すでに工場別の原料の買入れ数量とか、あるいは欠減であるとか、それからおおよその歩どまり等は判明しておると思われるからして、これらの点について、特に明らかな資料を取り寄せてもらいたいと思うわけでございます。特に今後の審議を進める関係上、できるだけ確実な製造コストというものをわれわれとしても参考にした。民間会社の場合にはなかなかいろいろな都合で正確を期しがたいと思いますが、できれば農林省が指導していろいろいわれるホクレン——ホクレンの工

場は二工場ありますけれども、清水工場はまだ操業日が浅いからして、これは対象にならぬかもしれないが、中斜里の工場における具体的な原価計算等について、これをぜひ参考資料として取り寄せてもらいたいと思うので

それからもう一つは、原料価格の設定の点であります。原料の価格と、いわゆるその原料によって製造された砂糖の価格というものは、いまの国内における砂糖の価格あるいは国際的な糖価に比べてどういうことになるかというところは、これは国民経済上から大事なことでありまして、単に原料だけをどうの方式で幾らにきめるということだけでは問題の解決にはならぬわけです。ですから、これにつきま

しては、工場における規模別の想定原価というものを農林省のほうで試算してもらって、たとえば一工場当たりの原料が十三万トンであるとか、十五万トンとか、十八万トンとか、そういう操業年度に応じて生産された製品価格というものは、たとえば原料代が去年政府が指示された六千五百円の場合とか、七千円の場合とか、七千五百円の場合とか、そういう想定された原料の価格あるいは製品の価格等について、できるだけ詳しく資料として出してもらいたい。きょうはその程度の要求をしておきたいと思っております。これに対して御意見があればお聞かせ願いたい。

○丹羽(兵)政府委員 法案を御審議願うについての資料要求でございますが、第一の御要求の資料につきましては、至急という御要求でありますので、きょうじゅうにお届けしたいと思

第二の御要求につきましては、北海道のほうからきておるかと思いが、きていないようでしたら、さっそく取り寄せて提出していただきたいと思います。

第三につきましては、できるだけ詳細なものを取りそろえます。

なおまた、第四のコストの問題につきましても、なかなかめんどろなようではありますけれども、できるだけ詳細なものを御要求にこたえたいと思っております。

いずれの御要求にもこたえられると思っております。ただ一点、事務当局の申し出ておるものは、工場別のコストの計算については、いまだ公表したこともありませんし、なおまた法律に根拠もございません。なかなか困難なことと思いが、できるだけ趣旨に沿うようには努力いたします。でき上ったものをひとつ御検討をちょうだいしたいと思います。

合においては、これは当然内容にタッチすることができるとは思いますが、これら問題に対する法律的な根拠は、いまのところ空白になっておるが、政府案においても、報告を提出させるとか、あるいは立ち入り検査をやるのか、そういうことは明確になっておるわけですか。ですから、いま法律がないからできないというのであれば、これは制度を空白にしたのは、むしろ政府の責任です。そういうものをとれないというところはないわけですか。ただ、一般の委員全部に文書にして配付するという措置が妥当かどうかという問題があるから、それができない場合には、要求した委員だけに資料を提出するとか、それがどうしてもできない場合は、信頼できる資料をこちらが閲覧するとか、方法というものはあると思うのです。委員会においても特に公開をはかるような場合においては、委員長長の判断によって秘密会においてそれを説明するとか、できないということはないのです。国会における資料要求権というものは明らかに明文化されておるわけですから、できないというのであれば、われわれ所定の手続に基づいて要求資料というものはぜひ出してもらうようにしたいと思いが、そういういなまぬるいことをやっておるから、正確を期しがたいのです。どういう方法で出すかということについては、委員長並びに政府委員におまかせいたしますが、出せませんということでは絶対に了解できません。

○丹羽(兵)政府委員 芳賀さんの御要求でございますので、要求者の御了解願えるように、事務当局とよく相談いたしまして善処いたしたいと思

ます。

○芳賀委員 もう一つ追加いたしますが、農業基本法に基づく甘味は、てん菜も甘蔗も、あるいはブドウ糖も、選択的拡大の対象品目になっておるわけですから、これの生産と需給の見通しは、これは第一回は以前に公表されておりますが、全く実情に合致してない現在の時点に一番接近しておるという長期見通し、需要の見通し等については、これもぜひ出していただきた

い。

それから三十九年度国内生産、それから輸入、国内の品目別の需要の見通し等について、これもあわせてお出し願いたい。

○丹羽(兵)政府委員 これはちょっと手間どるかと思いますが、至急出すように努力します。

○高見委員長 次会は来たる十八日午前十時より開会することにし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会